

令和2年度 全史料協関東部会第307回定例研究会

兼 近畿部会第161回例会 (合同部会)

■テーマ **例規から見る47都道府県の公文書管理の 現状と課題**

■と き 令和3年(2021)3月18日(木曜日)
13時30分~16時00分

■方 法 Zoom ミーティングを利用したオンライン開催

■報告者

報 告 **富田三紗子 氏**
(全史料協関東部会個人会員)

コメント1 **早川 和宏 氏**
(東洋大学法学部教授)

コメント2 **吉川真理子**
(尼崎市立歴史博物館)



■内 容

平成21年に公布された公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)は、国の行政機関等を対象とした法律である。このうち、地方自治体の公文書管理については、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」(34条)としており、必要な措置を講ずるよう努力義務を課している。これを受けて、公文書管理法の公布以降、都道府県、政令指定都市、市区町村などでも公文書管理条例を制定する動きが見られる。しかし、そうした動きは限定的であり、都道府県でいえば平成21年以降令和2年まで、国文学研究資料館が主催するアーカイブズ・カレッジの修了生を中心とした有志で、47都道府県の文書管理関係例規を読み、各都道府県の文書管理の特徴や課題を文書館(アーカイブズ)の視点から考察する勉強会が開かれていた。本例会では、この勉強会の成果として、勉強会を主催していた富田三紗子氏から、47都道府県の文書管理関係例規から見えてくる文書管理の特徴や課題を報告していただく。あわせて公文書管理にかかわる法令を専門とされる早川和宏氏にコメントをいただき、さらに地方自治体における公文書管理の現場に立つ吉川真理子がコメントする。現状の例規にアーカイブズが対応する方法や、条例の制定に向けて働きかける方法などを、文書管理例規の現状と課題をふまえた上で、参加者とともに議論していきたい。

■参加費 **無料**

※ 参加には、**事前のお申し込みが必要**です(お申し込み方法詳細は裏面参照)。

■お申し込み方法

- ① 以下の参加フォームよりお申し込みください。
<https://ws.formzu.net/dist/S16446949/>
- ② 近畿部会事務局までメール（jsai@archives.city.amagasaki.hyogo.jp）にてお申し込みください。
メールでのお申し込みの場合は、以下を必ずご記入ください。
 - i) お名前（フルネーム）
 - ii) 会員／非会員
Ex 近畿部会（機関会員 or 個人会員 or 通信会員）
 関東部会（機関会員 or 個人会員）
 非会員

■お申し込み締切

令和3年3月10日（水曜日）まで

■当日スケジュール

- 13:20～ Zoom エントリー開始
- 13:30～ 開会挨拶、趣旨説明：篠崎 佑太（全史料協関東部会運営委員／宮内公文書館）
- 13:35～ 報 告：富田三紗子氏（全史料協関東部会個人会員）
- 14:20～ コメント1：早川 和宏氏（全史料協理事／東洋大学法学部教授）
- 14:40～ コメント2：吉川真理子（全史料協近畿部会事務局員／尼崎市立歴史博物館）
- 15:00～ 休憩、質疑集約
※質疑はチャット機能により随時受付
- 15:10～ 全体ディスカッション
- 16:00～ 次回告知、閉会
アンケート（Google フォーム）用アドレス配付

■お申し込み・開催にあたって（お願い）

- 近畿部会の会員の皆さまのご参加につきましては、近畿部会事務局で受け付けます。ただし、すでに関東部会事務局へお申し込みをされた方につきましては、改めて近畿部会事務局にお申し込みいただく必要はありません。
- 関東部会の会員の方で、フォームなどよりお申し込みいただきました場合は、関東部会事務局に近畿部会事務局より申し伝えます（改めて関東部会事務局へお申し込みいただく必要はありません）。
- オンラインでの開催にあたり、録音・録画、荒らし行為は禁止いたします。
- 主催者側は、本会の記録・保存のために録画いたします。
- 参加者は、カメラをOFF、マイクをミュートに設定してください。